

○財務省告示第七十四号  
政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省  
令第六号）第五条第十一项の規定に基づき、平成  
二十八年二月十五日に発行した政府短期証券の発  
行条件等を次のとおり告示する。

平成二十八年三月十日  
財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 国庫短期証券（第五百八十八回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三  
十四号）第七条第一項、財政融  
資資金法（昭和二十六年法律第  
百号）第九条第一項並びに特別  
会計に関する法律（平成十九年  
法律第二十三号）第八十三条第  
一項、第九十四条第二項、同条  
第四項、第九十五条第一項、第  
百三十六条第一項及び第三百十  
七条第一項

三 振替法の適用等 社債、株式等の振替に関する法  
律（平成十三年法律第七十五号）  
以下「振替法」という。）の規定  
の適用を受けるものとし、その  
振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 札（以下「価格競争入札」とい  
う。）による発行（以下「価格競  
争入札発行」という。）及び価格  
競争入札と同時に行われる入札  
であつて、財務大臣が各国債市  
場特別参加者ごとに応募限度額  
を定めるものによる発行（以下

八		七		六		五	
額最		イ 払		イ 発		イ 募	
低	行争非者特	行争非者特	行争非者特	行争非者特	行争非者特	行争非者特	行争非者特
額	入札格第I	入札格第I	入札格第I	入札格第I	入札格第I	入札格第I	入札格第I
面	金	金	金	金	金	金	金
金	金	金	金	金	金	金	金
千		七	三				
万		万	万	万	万	万	万
円		千	千	千	千	千	千
		二	八	二	八	二	八
		千	千	千	千	千	千
		四	五	四	五	四	五
		十	十	十	十	十	十
		億	億	億	億	億	億
		二	六	二	六	二	六
		千	千	千	千	千	千
		七	五	七	五	七	五
		百	百	百	百	百	百
		八	四	八	四	八	四
		十	十	十	十	十	十

「国債市場特別参加者」のうち、第I非

各申込みの応募額を割り当てる。各申込みの応募額を順位の高い

額面金額で三千八百四十億円

